No 1 聂 次 第 售

開 会(3名以上の出席確認)

議長:「○○ブロック○○合議体の会議を開会します」

審査開始

議長:「審査に入ります」

議長: 「No.O」

「〇〇歳、男(女)性、前回要介護度〇、今回は要介護度〇です」

1、第2号被保険者の確認

議長:「特定疾病の○○に該当するので、審査を続けます」

2、資料の確認

議長:「3点セットに明らかな矛盾はありますか?」

(議長:「第○群を○○に修正します」)

(議長:「基本調査の第○群○を(主治医意見書との相違により)再調査とします」)

<特定疾病>

- ①がん(がん末期)
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及び パーキンソン病
- 8 脊髓小脳変性症
- 9脊柱管狭窄症
- 10早老症
- ⑪多系統萎縮症
- 12糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び 糖尿病性網膜症
- ①13脳血管疾患
- (4)閉塞性動脈硬化症
- 15慢性閉塞性肺疾患
- ⑥両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う 変形性関節症

※3点セット=基本調査結果・特記事項・主治医意見書

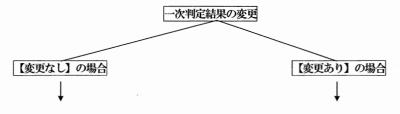
3、一次判定結果の確定

議長:「一次判定結果は、要介護○○に決定します」

4、介護の手間にかかる審査判定(二次判定)

議長:「一次判定の結果について、特記事項・主治医意見書の記載から、変更の必要はありますか?」

(例えば 委員:「特記事項にある○○の記載内容から介護の手間がかかると思います」)



確定した一次判定結果を変更する際には、会議録 に記録しますので、特記事項及び主治医意見書の 記載内容から、より介護の手間がかかる(かから ない) と判断できる具体的な箇所を明示し、検討 をお願いします。

議長:「変更の必要は、なしと認め、

5、審査会が付する意見

議長:「変更の必要は、あると認めます。

要介護度は何にしますか?」



※要介護度を変更し、「要介護認定等基準時間が 32 分以上 50 分未満に相当すると認められる状態」 と決定した場合は・・・

とりあえずは「要支援2」と読み替えて決定して いただき、次の「状態の維持・改善にかかる審査 判定」に進んでください。

→ 議長次第書 No.2 に進む

議長:「審査会が付する意見はありますか?」 → 有効期間については、議長次第書No.2 に記載

(議長:「有効期間を○○月間に延長 (短縮) します」)

要介護度は要介護○に決定します」

※重度の要介護状態の方で、長期間にわたり状態が安定していると判断できる場合は、有効期間の延長について検討を願います。

※入院直後など、短期間で状態が変化すると判断できる場合は、有効期間の短縮について検討を願います。

※要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な意見がある場合はお願いします。

No 2 (要支援2・要介護1のみ使用) 長 次 第 書

4、状態の維持・改善可能性にかかる審査判定(二次判定)

議長:「状態の維持・改善可能性について、特記事項・主治医意見書をもとに、検討を行います」

議長:「「認知機能の低下等」もしくは「不安定な状態」のいずれかの状態に該当しますか?」

(例えば 委員:「特記事項にある○○の記載内容から認知機能の低下等に該当すると思います」)

<考え方>

・「認知機能の低下等」 = 認知機能や思考・感情等の障害により、新予防給付の利用に係る適 切な理解が困難である場合(目安として認知症高齢者の日常生活自立

度Ⅱ以上)

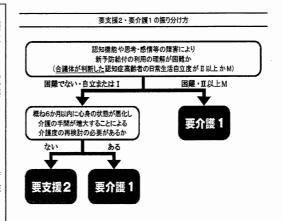
・「不安定な状態」 = 短期間で心身の状態が変化することが予測され、それに伴い、要介護度 の重度化も短期間に生ずるおそれが高く、概ね6ヶ月程度以内に要介護 状態等の再評価が必要な場合

上記、いずれかの状態に該当すれば、「要介護1」となります。

上記以外は、すべて「要支援2」になります。

「要支援2」を「要介護1」に、もしくは「要介護1」を「要支援2」に変更する際には、会 議録に記録しますので、具体的な理由を、特記事項及び主治医意見書の記載内容から明示し、検 討をお願いします。

また、「要介護1」に確定した際には、状態像の選択理由の明示も、併せてお願いします。



議長:「要支援2 (要介護1) に決定します」

(要介護1と決定した場合のみ 議長:「状態像は「認知機能の低下等(もしくは不安定な状態)」とします)

5、審査会が付する意見

議長:「審査会が付する意見はありますか」

※「要介護1」に決定した場合で「不安定な状態」に該当するとした場合は、有効期間の短縮について検討をお願いします。

※「現在の状態がどの程度続くか」という判断に基づき、有効期間の延長又は短縮の検討をお願いします。

※要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な意見がある場合はお願いします。

※参考 認定有効期間について

申請区分	原則の 認定有効期間	設定可能な認定 有効期間の範囲
新規申請	6ヶ月	3ヶ月~12ヶ月
区分変更申請	6ヶ月	3ヶ月~12ヶ月
更新申請	12ヶ月	3ヶ月~36ヶ月